

議案第64号

**東近江市五個荘近江商人屋敷条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市五個荘近江商人屋敷条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市五個荘近江商人屋敷条例の一部を改正する条例

東近江市五個荘近江商人屋敷条例（平成17年東近江市条例第195号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市五個荘近江商人屋敷公開施設条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、郷土の文化財を収集保存し、展示する等その活用を図るとともに、郷土の生んだ近江商人の屋敷を観光の拠点として広く市民に公開することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、五個荘近江商人屋敷公開施設（以下「商人屋敷」という。）を設置する。

2 商人屋敷の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東近江市五個荘近江商人屋敷外村繁邸	東近江市五個荘金堂町631番地
東近江市五個荘近江商人屋敷中江準五郎邸	東近江市五個荘金堂町643番地
東近江市五個荘近江商人屋敷藤井彦四郎邸	東近江市宮荘町681番地

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「設備」を「附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第8条中「の許可をしないことができる」を「を許可しないものとする」に改め、同条第3号中「又は設備」を「等」に改める。

第9条中「又は利用を制限し、若しくは」を「利用を制限し、又は」に改め、同条第1号中「第7条の規定による」を「第7条第1項の規定により」に改め、同条第2号中「、利用」を「利用」に改め、同条第3号中「、前条」を「前条」に改め、同条第4号中「、この条例」を「この条例」に改め、同条第5号中「、利用」を「利用」に改める。

第11条の見出し中「及び使用料」を「等」に改め、同条中「及び」を「又は」に改める。

第12条中「利用者」を「入館者及び利用者」に、「又は附属設備」を「等」に改める。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係） 入館料

区分	金額（1人1回当たり）					
	単館券		3館共通券		4館共通券	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
一般	400円	350円	1,000円	900円	1,150円	1,120円
児童	200円	180円	500円	450円	550円	520円
備考						
1 この表において「一般」とは16歳以上の者を、「児童」とは6歳以上16歳未満の者をいう。						
2 この表において「団体」とは、責任ある代表者が引率する20人以上の団体をいう。						
3 この表において「単館券」とは商人屋敷のうちいずれか1館に入館できる券を、「3館共通券」とは商人屋敷の3館に入館できる券を、「4館共通券」とは商人屋敷及び東近江市近江商人博物館の4館に入館できる券をいう。						
4 次に掲げる者の入館料は、無料とする。						
(1) 6歳未満の者						
(2) 障害者及びその介護者であって、規則で定めるもの						

別表第2（第10条関係） 使用料

利用時間	金額（1館当たり）
午前（午前10時から午後1時まで）	5,000円
午後（午後1時から午後4時30分まで）	5,000円
全日（午前10時から午後4時30分まで）	10,000円
備考 この表以外に特別に要する費用については、実費相当額を徴収する。	

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

#### 提案理由

歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進するに当たり、五個荘近江商人屋敷の効果的な活用を図るため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。